

第9号議案

事業継続計画等の策定について

(案)

災害等により本機関が被災し、その機能の一部又は全部が失われたときも速やかに業務を継続又は再開できるよう別紙1のとおり事業継続計画を定めるとともに、事業継続計画上必要となるバックアップ用貸室に関する合意書（別紙2）及び広域運用センター業務継続協力に関する合意書（別紙3）を下記の事業者と平成27年4月1日付で締結する。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、それぞれ指定公共機関として新型インフルエンザ等対策業務計画（別紙4）及び国民の保護に関する業務計画（別紙5）のとおり制定する。

以上

電力広域的運営推進機関
事業継続計画

目次

第1章 事業継続計画の目的・基本方針

1. 目的
2. 基本方針

第2章 本機関における優先継続業務

1. 基本的考え方
2. 優先継続業務

第3章 要員、拠点、インフラ・備蓄品等の整備・確保

1. 要員
2. 拠点
3. インフラ・備蓄品等

第4章 優先継続業務の遂行

- I. 需給対応
- II. 地域間連系線管理
- III. 緊急災害対応
 1. 初動対応
 2. BU 拠点への移動
 3. 緊急災害対応の遂行

第1章 事業継続計画の目的・基本方針

1. 目的

電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）は、災害等の発生により本機関の主たる事務所（以下「本拠点」という。）が被災し、その機能の一部又は全部が失われたとき（以下「緊急事態」という。）においても、①需給状況の監視及び悪化時の指示等、②地域間連系線の管理、③緊急災害対応については、優先継続業務として、業務の継続または中断した場合に早期再開できるよう、他の業務に優先して本機関の有する人的・物的資源を振り分ける必要がある。

このため、この事業継続計画（以下「本計画」という。）は、本機関が緊急事態発生時において優先継続業務について講じる措置及びその他必要な事項を定めることを目的とする。

なお、本計画における「災害等」との文言には、①災害対策基本法第2条第1号に定める「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」の他、②武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第2条第1号に定める我が国に対する外部からの武力攻撃、③本拠点のみの火災、爆発等の事故による被災、④クラッキングを含むシステム故障を含めることとし、原因となる事象を問わず緊急事態発生時における本機関の対応を定めることとする。

2. 基本方針

本計画における基本方針として、前項に定める目的を達成するため、以下の検討、策定等を行う。

- ① 本機関における優先継続業務
- ② 要員、拠点、インフラの整備・確保
- ③ 優先継続業務の遂行

第2章 本機関における優先継続業務

1. 基本的考え方

本機関の業務規程で章立てされた業務について、常時性（365日・24時間を通じての業務実施の必要性）及び緊急性（災害発生時における業務実施の必要性）の観点から、下表の通り整理した。

常時性については、実施時期が限定的な業務を×、不定期で頻度の相対的に低い業務を△、不定期だが頻度の相対的に高い業務を○、年間を通じて頻度の高い業務を◎と整理した。

緊急性については、緊急事態発生時に行う必要性の極めて低い業務を×、緊急事態発生時に行う必要性の相対的に低い業務を△、緊急事態発生時に行う必要性の相対的に高い業務を○、緊急事態発生時に行う必要性の極めて高い業務を◎と整理した。

	常時性	緊急性
① 需要想定	×	×
② 供給計画の取り纏め等	×	×
③ 設備形成	△	×
④ システムアクセス	○	×
⑤ 需給状況の監視	◎	◎
⑥ 需給状況の悪化時の指示等	◎	◎
⑦ 地域間連系線の管理	◎	◎
⑧ 作業停止計画の調整	△	△
⑨ システム情報の公表	◎	×(*)
⑩ 需要家スイッチング支援	○	△
⑪ 緊急災害対応（平常時対応）	△	×
⑫ 緊急災害対応（緊急時対応）	△	◎
⑬ 送配電等業務指針	×	×
⑭ 指導・勧告	△	×
⑮ 年次報告書及び調査・研究	△	×
⑯ 苦情及び相談	△	×
⑰ 紛争解決	△	×

*：業務実施の必要性はあるが、システム情報公開システムが停止した場合は公表できないため、×と整理。

2. 優先継続業務

(1) 需給対応

「⑤需給状況の監視」及び「⑥需給状況の悪化時の指示等」については、ともに常時性・緊急性とも◎と整理され、緊急事態発生時においても継続して行うべき業務と判断されることから、優先継続業務とする。

両業務とも、運用部広域運用センターが行う需給状況の監視・管理業務として整理されることから、「需給対応」として纏めて取り扱う。

(2) 地域間連系線管理

「⑦地域間連系線の管理」については、常時性・緊急性とも◎と整理され、緊急事態発生時においても継続して行うべき業務と判断されることから、優先継続業務とする。

(3) 緊急災害対応

「⑫緊急災害対応（緊急時対応）」については、常時性は△であるが、本計画に定める緊急事態発生時には防災業務計画に定める非常態勢が発令されており、瞬間的な常時性が高く、また、緊急性も高いことから、優先継続業務とする。

なお、当該緊急災害対応は、防災業務計画の第3章「災害応急対策および災害復旧」第1節「態勢発令時の対応」の①「電力設備の被害や停電に関する情報の収集・周知・報告」、②「電力設備の被害や停電の復旧」、③「需給状況の悪化・逼迫の改善」に規定される本機関の業務に相当する。また、「需給状況の悪化・逼迫の改善」は、上記(1)需給対応の一部に相当する。

第3章 要員、拠点、インフラ・備蓄品等の整備・確保

本章においては、優先継続業務実施に必要な要員、拠点、インフラの整備・確保の方針を定める。

1. 要員

本機関は、緊急事態発生が、夜間・休日等の勤務時間外の場合、また、本拠点からバックアップ拠点に移動する場合等に備え、優先継続業務に対応する役職員を「優先対応要員」として予め指名する。

理事長の代行については、防災業務計画に定める代行基準を準用する。また、各班の要員は、優先対応要員が出勤できない場合に備え、補充要員も予め指定する。

	役割	要員
理事長	・優先継続業務に係る意思決定	理事長1名
理事		理事全員（3～4名）
総務部(*)	・対応組織の統括 ・官公庁・報道機関対応	5名程度 (総務G、総合調整G、広報G等)
運用部(*)	・需給対応 ・地域間連系線管理	5～10名程度 (広域運用センター中心)
計画部(*)	・設備復旧に係る業務	5名程度
企画部他 (*)	・会員からの情報集約 ・食糧等の生活物資確保	10名程度 (企画部及び上記要員以外の者)
合計		30～35名程度

*：各部の優先対応要員には、部長を含む。

2. 拠点

(1) 本拠点

- 本拠点は、定款第2条に定める主たる事務所（東京都千代田区所在。）とする。
- 2015年内は本拠点が2拠点（九段下拠点と神保町拠点。いずれも千代田区内）に分かれることから、1拠点のみの被災時には原則として他方の拠点到機能を集約する。

(2) バックアップ拠点

本拠点が、災害等による被災で執務困難となった場合に備え、本機関は以下のバックアップ拠点（以下「BU拠点」という。）に必要な応じ移動し、優先継続業務を遂行する。

なお、本拠点は、相対的に広い執務スペースを有し国等とのアクセスもよく、食料、飲料、

毛布等の備蓄もあることから、本来の執務環境が毀損された場合においても、安全上の問題がない限りは、可能な範囲で使用継続を図る。

- ① 東京都日野市
本拠点での執務再開が一週間程度と想定される場合や防災業務に係る国との連絡確保等の必要に応じた BU 拠点。40～60 名程度の配置が可能。
- ② 大阪府大阪市
本拠点の執務困難な状況が長期化することが想定される場合の BU 拠点。40～60 名程度の配置が可能。

3. インフラ・備蓄品等

(1) 電気

非常用電源設備があるのは、神保町拠点、大阪 BU 拠点、日野 BU 拠点。九段下拠点には非常用電源設備がないため、停電時の夜間業務、パソコンを使用した業務等の実施は困難。

(2) ガス

ガス供給不通時（最低 1 週間を想定）の代替供給策はない。

ガス利用は湯沸し程度に限定されるため、九段下拠点・神保町拠点・日野 BU 拠点については、必要に応じ、電気ポットや卓上コンロを予め確保する。

大阪 BU 拠点については、使用時に必要に応じ現地調達とする。

(3) 水道

断水時（最低 1 週間を想定）の代替給水策はないため、九段下拠点・神保町拠点・日野 BU 拠点については、ペットボトル入り飲料水を優先対応要員の 1 週間分程度予め確保するとともに、簡易用トイレについても優先対応要員の 1 週間分程度予め確保する。

なお、大阪 BU 拠点では調達を要しない。

(4) 食料

九段下拠点・神保町拠点・日野 BU 拠点については、備蓄食料を優先対応要員の 1 週間分程度予め確保する。

なお、大阪 BU 拠点では、泊まり込みでの業務を除き調達を要しない。

(5) 毛布・寝具

九段下拠点・神保町拠点分については、毛布・寝袋を合わせて優先対応要員の人数分程度予め確保する。なお、大阪 BU 拠点では、泊まり込みでの業務を想定し、若干の寝袋を予め確保する。

(6) 医薬品等

医薬品等は役職員で応急治療が可能なレベルのものを確保する。

(7) 電話設備

衛星携帯電話を、優先対応要員である役員、また総務班及び需給班の主要要員に、常時携帯させる。また、広域運用センターにも常備する。

(8) パソコン

優先対応要員向けに、モバイルパソコン及びノート型パソコンを一定数保管する。

第 4 章 優先継続業務の遂行

本章においては、災害等の発生に伴う緊急事態の発生により、本拠点が被災し、その機能の一部又は全部が失われた状況での優先対応業務についての役職員の対応を定める。

災害による緊急事態の発生については、優先継続業務の内容に応じ、以下の 3 項目に分けて対応を定める。

I. 需給対応

II. 地域間連系線管理

III. 緊急災害対応

また、災害以外の事象による緊急事態の発生については、以下の通り対応する。

- ① 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第 2 条第 1 号に定める「我が国に対する外部からの武力攻撃」による緊急事態の発生については、I・II・IIIの各々に準じた対応とする。

但し、BU 拠点への移動については、武力攻撃に伴う安全状況を十分確認し、国等の指示に則し、

判断する。

- ② 火事、爆発等の事故による本拠点のみの被災については、Ⅰ及びⅡを適用する。
優先対応業務以外の業務については、被災状況や本拠点近隣でのオフィス賃借等の諸条件を検討の上、可能な限り迅速かつ多くの業務遂行に取り組む。
- ③ クラッキングを含むシステム停止については、Ⅰ及びⅡを適用する。
優先対応業務以外の業務については、本拠点において引き続き遂行する。

I. 需給対応

需給状況の監視については、一般電気事業者の中央給電指令所が代行し、必要の都度、本機関が指定する者（運用部広域運用センター所属の優先対応要員を想定）に状況を報告する。

需給状況の悪化時の指示等については、本機関が指定する者（運用部広域運用センター所属の優先対応要員を想定）が、必要の都度、一般電気事業者の中央給電指令所に指示等を行う。

需給状況の監視、需給状況の悪化時の指示等とも、別紙に則し遂行する。

II. 地域間連系線管理

地域間連系線管理については、一般電気事業者の中央給電指令所が代行し、本機関が指定する者（運用部広域運用センター所属の優先対応要員を想定）が事後検証を行うこととし、別紙に則し遂行する。

III. 緊急災害対応

緊急災害対応については、防災業務計画に基づき、以下の通り遂行する。

1. 初動対応

(1) 被害状況等の確認

- 緊急事態に相当する災害が首都圏で発生した場合、理事長またはその代行者は、防災業務計画に定める非常態勢を発令するとともに、その旨を役職員、会員、国等に電子メール等により通知する。
- 役職員は、本拠点での勤務中以外の場所・時間に非常災害態勢の発令通知を受けた場合、自身の安否を態勢発令システム等を通じ報告する。
- 総務グループは、以下の確認を行い、その結果を総務部を管掌する理事またはその代行者に報告する。

但し、災害発生が業務時間外の場合、①②の確認は広域運用センターの当直員が行い、衛星携帯電話等により総務部を管掌する理事またはその代行者に報告する。

- ① 本拠点の被災状況を目視で確認すること
- ② システムの被災状況を目視で確認すること
- ③ BU 拠点の使用の可否を衛星携帯電話等で BU 拠点の管理者に確認すること
- ④ 当該災害の規模及び被災状況を報道等を通じ把握すること

(2) 拠点移動の要否の判断

- 総務部を管掌する理事またはその代行者は、前項に定める被害状況等の確認後速やかに、本拠点から BU 拠点への移動の要否について、非常災害対策本部長（理事長又はその代行者）に上申する。
- 非常災害対策本部長は、上申に基づき、本拠点から BU 拠点への移動の要否を判断する。

（以下、非常災害対策本部を BU 拠点に移す場合の対応を定める）

(3) 役職員の動員

- 非常災害対策本部長は、非常災害対策本部を BU 拠点に移す旨を役職員、会員、国等に態勢発令

システム、電子メール等により通知する。

- BU 拠点への移動を通知された優先対応要員は、出勤の可否を態勢発令システム等を通じ報告後、出勤可能な場合には速やかに BU 拠点に出勤する。
- 非常災害対策本部長は、出勤できない優先対応要員の状況を踏まえ、必要に応じ、補充要員に態勢発令システム等を通じ BU 拠点への出勤を命じる。

2. BU 拠点への移動

BU 拠点については、日野 BU を使用する。

日野 BU が被災により使用困難である場合には、大阪 BU を使用する。

(1) 本拠点からの移動

- 総務部は、移動に先立ち、以下の準備作業を行う。
 - ① 被災状況、交通状況等を収集し、効率的かつ安全な移動経路を策定する
 - ② 必要な業務資料、食糧等の生活必需品、現金やキャッシュカード等の携行物資を選定する。
- 本拠点から BU 拠点へ移動する役職員は、移動経路、携行物資、緊急連絡先等を確認し、集団で移動する。
- 非常災害対策本部は、BU 拠点に移動しない役職員に対し、自宅等に帰宅することを命じる。

(2) 本拠点以外からの移動

- 優先対応要員は、業務時間外の緊急事態発生時には、「1. 初動対応 (3) 役職員の動員」に則して、速やかに BU 拠点に出勤する。
- 本機関は、優先対応要員の中から主要対応要員（本部長、総務部を管掌する理事、総務部長、総務部員、当直員等）を予め定め、衛星携帯電話等を常時携帯させる。
- 主要対応要員は、本拠点以外からの移動に際しては、他の主要対応要員等との連絡を密にして現状把握に努めるとともに、必要に応じて、本部長等と協議の上、優先対応要員に防災業務に関する指示を行う。

(3) BU 拠点の立ち上げ

- BU 拠点に到着した優先対応要員は、到着した旨を態勢発令システム等を通じ報告する。
- BU 拠点に到着した優先対応要員は、以下の順で、BU 拠点立ち上げを行う。
 - ① BU 拠点に保管するパソコン及び通信機器の立ち上げ
 - ② BU 拠点に保管する食糧等の確認
 - ③ 既に到着した優先対応要員との防災業務進捗状況及び今後行う防災業務の確認
 - ④ 「3. 防災業務① 電力設備の被害や停電に関する情報の収集・周知・報告」に基づき会員から報告された被災状況の取り纏め
- BU 拠点の立ち上げを以って、災害対策本部としての緊急災害対応の遂行を開始する。

3. 緊急災害対応の遂行

(1) 電力設備の被害や停電に関する情報の収集・周知・報告

- 非常災害対策本部は、「2. BU 拠点への移動」に先立ち、「電力設備（発電所、上位 2 電圧の送電線及び変電所）の被災状況や停電（上位 2 電圧）の状況等に係る情報」の報告を求める会員の範囲を決定し、当該会員に電子メール等により報告を求める。
- BU 拠点に到着した優先対応要員は、「2. BU 拠点への移動(3) BU 拠点の立ち上げ」に則し、会員からの被災状況報告を取り纏める。
- 非常災害対策本部は、必要と判断する場合には、BU 拠点到着以前においても、会員からの被災状況報告について、モバイルパソコンによる確認また衛星携帯電話等による会員への聴き取りを行う。また、国等からの問い合わせについては、BU 拠点到着以前においても、可能な限り迅

速に対応する。

- 非常災害対策本部は、取り纏められた会員からの被災状況について、必要の都度、経済産業大臣に報告する。

(2) 電力設備の被害や停電の復旧

- 非常災害対策本部は、「2. BU 拠点への移動」に先立ち、被災した供給区域の指定会員をはじめとする防災連絡会参加会員に対し、自身の被災電力設備に係る資機材・人員等の融通や工事の共同実施のニーズがある場合、電子メール等により非常災害対策本部に報告することを求める。
- 非常災害対策本部は、必要と判断する場合には、BU 拠点到着以前においても、災害等により需給状況が悪化し又は悪化する恐れがある場合において当該需給状況を改善する必要があると認めるときは、会員に対し、他会員に電気工作物を貸し渡し、他会員から電気工作物を借り受け、又は他会員との電気工作物の共有を指示する。

(3) 需給状況の悪化・逼迫の改善

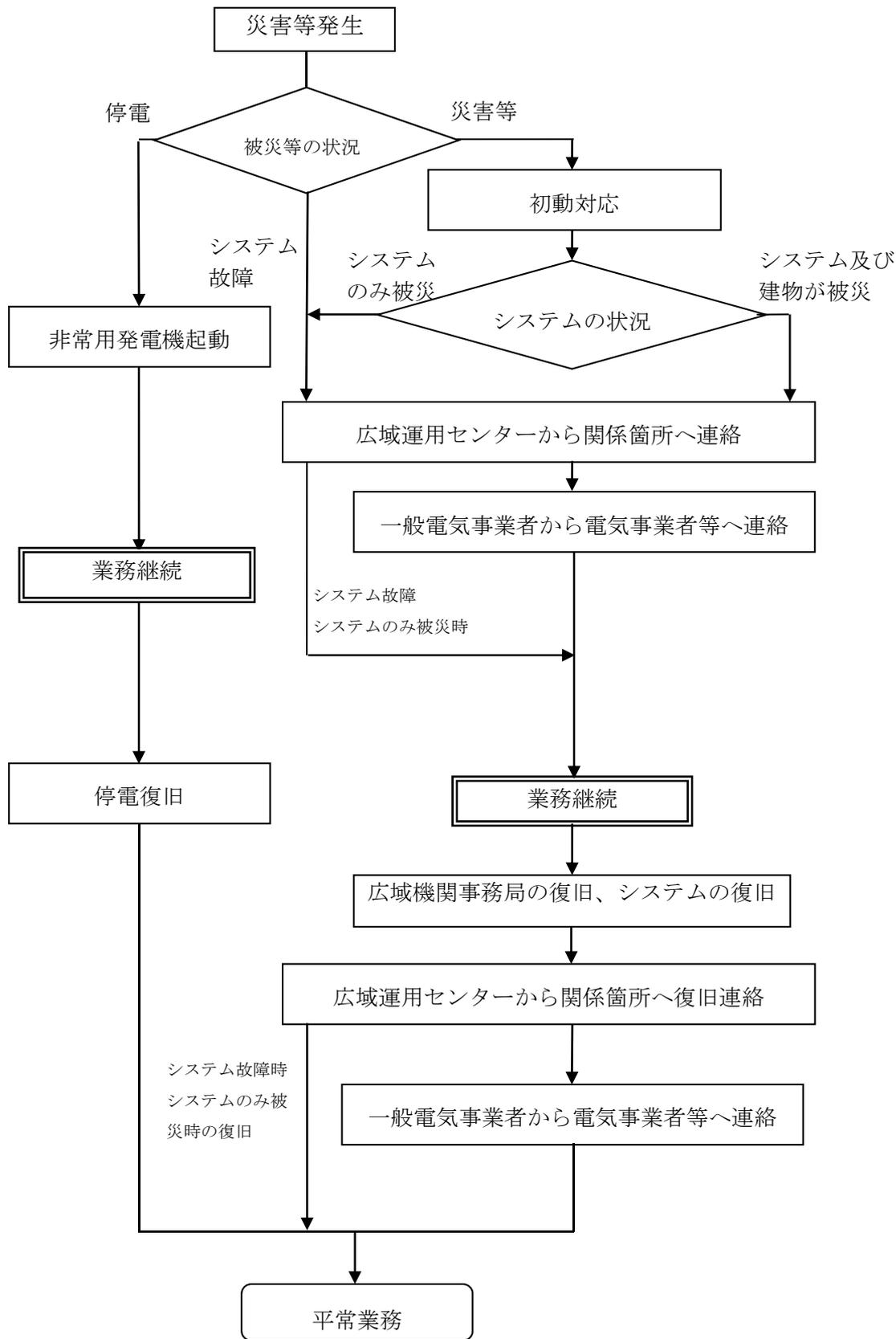
「I. 需給対応」に基づき、遂行する。

以 上

需給対応及び地域間連系線管理

1. 災害等発生から復旧までのフロー

災害等発生から復旧までの標準的なフローを以下に示す。



2. 業務遂行フロー

(1) 広域運用センター業務継続可否連絡

①関係箇所への連絡

広域運用センターは、災害等により広域運用センター業務機能が低下した場合は、下表のとおり関係箇所へ連絡する。

なお、広域運用センターから一般電気事業者への連絡は、代表の2箇所及び沖縄電力に行くこととし、代表を東京電力及び関西電力の中央給電指令所（以下「中給」という。）とする。但し、システム故障のみ発生した場合は、広域運用センターから全ての一般電気事業者の中給へ連絡する。

関係箇所	連絡内容
東京電力中給	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況（地震、火災、停電等）及び復旧見通し ○業務内容：対応方針 ○関係箇所への連絡依頼： <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業者等（一般電気事業者及び卸電気事業者を除く。以下同じ。）へのお知らせ（別添）発信依頼 ・北海道電力中給、東北電力中給及び電源開発中給への連絡依頼
関西電力中給	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況（地震、火災、停電等）及び復旧見通し ○業務内容：対応方針 ○関係箇所への連絡依頼： <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業者等へのお知らせ文（別添）の発信依頼 ・中部電力中給、北陸電力中給及び中国電力中給への連絡、並びに中国電力中給を介して四国電力中給、九州電力中給への連絡依頼
沖縄電力中給	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況（地震、火災、停電等）及び復旧見通し
日本卸電力取引所	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況（火災、地震、停電等）及び復旧見通し ○業務内容：対応方針

②広域運用センターのシステム及び建物が被災した場合の電気事業者等への連絡

一般電気事業者は、広域運用センター業務を継続する場合、別添の様式を関係する電気事業者等にFAX等で送付し、広域運用センターの対応方針に基づく業務処理方法について連絡する。

③広域運用センターが関係箇所に連絡できない場合の対応

東京電力中給及び関西電力中給は、広域運用センターと連絡がとれない場合は、以下の判断方法により、広域運用センター業務機能が喪失したものと判断し、2.(1)①に準じて連絡を行い、2.(3)のとおり業務を継続する。

なお、日本卸電力取引所への連絡は、東京電力中給が行い、沖縄電力中給への連絡は関西電力中給が行う。

広域運用センターと東京電力中給が同時に被災し、連絡がとれない場合は、代表を東北電力中給とする。

・判断方法：報道等による災害等の情報入手

複数の回線による電話の呼び出し不通

広域回線のルート断、関係箇所の相互確認 など

④広域運用センター業務機能の復旧連絡

広域運用センターは、広域運用センター業務機能が復旧した場合、2.(1)①の関係箇所に連絡する。

なお、システム故障のみ発生していた場合における復旧連絡は、広域運用センターから全ての一般電気事業者に対して行う。

一般電気事業者は、広域運用センターから広域運用センター業務機能復旧の連絡を受けた場合は、その内容について関係する電気事業者等に連絡する。

(2) 事後検証

①事後検証の実施

広域機関は、一般電気事業者が広域運用センター業務を代行した場合及び広域機関との連絡がとれない場合の電力融通による需給状況改善について、事後検証を行う。

なお、事後検証を行う場合は、対象とする一般電気事業者と広域機関で実施時期及び内容等について協議する。

②事後検証する内容

- ・ 需給状況改善のための電力融通
- ・ 送電可否判定結果（送電不可と判定した場合及びマージンを使用した場合）
- ・ 運用容量及びマージンの見直し後の値
- ・ 混雑処理結果
- ・ 変更賦課金対象連系線の設定
- ・ 混雑が発生する作業停止 など

(3) 業務継続方法

①需給状況悪化時の指示

- ・ 広域運用センターは、一般電気事業者から供給区域の需給状況の報告を受け、需給状況を改善する必要がある場合は、別表1のとおり、被災時等の業務フロー又は被災時等の業務フローに準じた処理を行う。
- ・ 広域運用センターとの連絡がとれず、緊急を要する場合は、関係する会員が合意のもとで電力融通等を行い、需給状況の改善を図るよう努め、広域機関へ事後報告を行い、広域機関が検証する。

②連系線利用関連業務

- ・ システムが24時間程度以内に復旧または復旧すると判断できる場合は、通常の業務フロー又は通常の業務フローに準じた処理を行う。
- ・ システムが当面復旧しない場合は、別表2のとおり、被災時等の業務フロー又は被災時等の業務フローに準じた処理を行う。
- ・ システム停止中は、前日スポット取引及び時間前取引業務を中止する。

以 上

新型インフルエンザ等対策業務計画

平成 2 7 年 4 月

電力広域的運営推進機関

目 次

第1編 総則

第1節 本計画の目的

第2節 基本方針

第3節 業務計画の運用

1. 業務計画の運用
2. 業務計画策定の前提となる被害状況の想定
3. 業務計画の見直し

第2編 実施体制

第1章 平常時の体制

第1節 新型インフルエンザ等発生への備え

第2節 新型インフルエンザ等対策に係る教育・訓練

第2章 発生時の体制

第1節 新型インフルエンザ等対策体制

第2節 対策組織

第3節 本部の設置および廃止

1. 本部の設置
2. 本部の設置基準および設置手続き
3. 本部の廃止
4. 本部の設置および廃止に関する本機関内連絡

第4節 権限の行使

1. 本部が設置された場合の業務の取り扱い
2. 本部が設置された場合の権限の行使等

第5節 本部の分掌

第6節 指令伝達および情報連絡の経路

第7節 情報収集、共有体制、関係機関との連携

第8節 指揮命令系統の明確化

1. 本部における意思決定等
2. 本部長等の職務の代行等

第9節 平常時の体制への復帰

第3編 感染対策の検討・実施

第1章 役職員等への感染予防および事業所内での感染拡大防止のための措置

第1節 平常時の対策

第2節 発生時の対策

第2章 海外勤務、海外出張する役職員等への感染予防のための措置

第4編 重要業務の継続

第1章 発生時の人員計画に関する基本方針

第2章 重要業務の選定

第1節 業務分類

第2節 重要業務の選定方法

1. 業務分類の基本的な考え方
2. 業務遂行にあたっての要員確保の考え方
3. 発生段階別の業務の縮小・停止

第5編 その他

第1章 関係機関等との調整

別表1	本部の設置基準と手続き
別表2	本部組織
別表3	代行順位
別表4	指令伝達および情報連絡の経路

第1編 総則

第1節 本計画の目的

この新型インフルエンザ等対策業務計画（以下、「業務計画」）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」）第9条に基づき、新型インフルエンザ等発生時においても、役員、職員等本機関業務に従事する者（以下、「役職員等」）の健康および安全確保を最優先として、広域的な電気の安定供給のために本機関が行うべき対応等の的確かつ迅速な実施を図ることを目的とする。

第2節 基本方針

新型インフルエンザ等（感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」）第6条第7項に規定する新型インフルエンザおよび再興型インフルエンザならびに感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなものをいう。）が発生した場合、役職員等の健康および安全確保を大前提としたうえで、広域的な電気の安定供給のために必要な業務を停止することは許されず、適切な意思決定に基づき業務を継続することが求められる。

一方、新型インフルエンザ等発生時には、多くの役職員等が本人の罹患や家族の看病等のため休暇を取得する可能性があり、また、感染者と濃厚接触した役職員等についても外出自粛を要請され、出勤できなくなることも考えられる。さらに、新型インフルエンザ等の感染拡大時には、業務に必要な資材やサービスの確保が困難になる可能性がある。

このため、役職員等の生命・健康を守りつつ、必要な事業を継続するため、職場における感染対策を徹底するとともに、不要不急の業務を縮小・停止し、真に必要な業務に資源を集中させることを基本として業務計画を策定する。

第3節 業務計画の運用

1. 業務計画の運用

この業務計画は、特措法および新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」）に基づき運用する。

2. 業務計画策定の前提となる被害状況の想定

政府行動計画における被害状況の想定では、新型インフルエンザ等が発生した場合、全人口の25%が罹患し、また、一つの流行の波が約2ヶ月続き、その後流行の波が2～3回あると考えられている。

本機関においても、政府行動計画の想定に基づき、役職員等本人の罹患や罹患した家族の看病等のため、役職員等の最大40%程度が出勤できなくなることを想定した対応が求められる。

3. 業務計画の見直し

新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、政府行動計画の変更が行われた場合、又は訓練等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、業務計画の修正を行う。

第2編 実施体制

第1章 平常時の体制

第1節 新型インフルエンザ等発生への備え

新型インフルエンザ等の発生に備え、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況、感染予防・拡大防止のための留意事項・職員の海外渡航状況等について迅速かつ適切な情報の収集・周知を行い、感染対策を十分に実施する。

また、社会機能維持に関わる事業者として、常に継続が必要な業務および発生段階に応じて事業の縮小や停止が可能な業務の選定を行い、それぞれの業務に必要な要員の確保に

向けた検討を行う。

なお、関係する部署は、会員および関係者等に対して、本機関の対応について説明会等を通じ、新型インフルエンザ等発生時の協力体制や業務の縮小・停止に対する対応等について相互理解を図る。

第2節 新型インフルエンザ等対策に係る教育・訓練

役職員等に対し、感染対策や発生時の対応について周知し、理解させるとともに、事業運営体制、連絡体制などがより有効に機能するよう、非常時を想定した教育・訓練等を行う。

第2章 発生時の体制

第1節 新型インフルエンザ等対策体制

新型インフルエンザ等の国内発生のおそれがある場合、または発生した場合に対処するための体制は、別表1による。

第2節 対策組織

本機関は、新型インフルエンザ等に対応する対策組織（以下、「対策組織」）として、「新型インフルエンザ等警戒本部」および「新型インフルエンザ等対策本部」（以下、総称して本部という。）をあらかじめ別表2のとおり定める。

第3節 本部の設置および廃止

1. 本部の設置

国内外および本機関内での新型インフルエンザ等の感染状況等を勘案し、必要に応じ、速やかに本部を設置する。

2. 本部の設置基準および設置手続き

本部の設置基準および設置手続きについては、別表1のとおりとする。

3. 本部の廃止

本部の長は、国の対策本部が廃止されるなど新型インフルエンザ等の対策を行う必要性がなくなったと認めるときは、本部を廃止する。

4. 本部の設置および廃止に関する本機関内連絡

本部の設置および廃止に関する本機関内連絡は、別紙4のとおりとする。

第4節 権限の行使

1. 本部が設置された場合の業務の取り扱い

本部が設置された場合、新型インフルエンザ等の対策に関する一切の業務は、本部のもとで行う。

2. 本部が設置された場合の権限の行使等

本部が設置された場合、本部の長は、職制上の権限を行使して活発に新型インフルエンザ等の対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることができる。

なお、権限外の事項については、行使後すみやかに所定の手続きをとる。

第5節 本部の分掌

本部は、別表2に定める事項について分掌し、必要な措置を講じる権限を有する。

第6節 指令伝達および情報連絡の経路

本部が設置された場合の指令伝達および情報連絡の経路は、別表4のとおりとする。

第7節 情報収集、共有体制、関係機関との連携

国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報については、世界保健機関（WHO）等の国際機関、厚生労働省および外務省等の政府機関、地方公共団体、各種事業者団体ならびに会員から正確な情報を収集するように努めるとともに、必要に応じて、適切に情報交換等を行い、連携を図る。

第8節 指揮命令系統の明確化

1. 本部における意思決定等

業務上の意思決定者である対策組織の長が罹患する場合も想定し、意思決定が滞ることがないように努める。

2. 本部長等の職務の代行等

発生時継続業務に携わる役員等については、感染リスクを極力抑えるような対策を講じるとともに、新型インフルエンザ等の対策活動に従事できない場合に備え、職務代行や意思決定の代替ルートをあらかじめ別表3のとおり定めておく。

なお、役員等の家族が罹患した場合、当該役員は濃厚接触者となるが、出勤せずに電話・メール等で職務執行が可能である場合には、代行者への引き継ぎを行う必要はない。

第9節 平常時の体制への復帰

国が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、対策組織は平常時の体制への移行を検討する。なお、引続き、新型インフルエンザ等に関する情報収集を行い、流行の第二波に備えるものとする。

第3編 感染対策の検討・実施

第1章 役職員等への感染予防および事業所内での感染拡大防止のための措置

役職員等への新型インフルエンザ等感染予防のため、政府の新型インフルエンザ等に関する情報等を注視しつつ、その流行の度合いにより、必要に応じて以下の措置等を講ずる。

第1節 平常時の対策

(1) 国内外における新型インフルエンザ等の発生状況、感染予防のための留意事項等についての情報を迅速かつ適切に周知する。

(2) マスク、手袋、うがい薬、手指消毒剤等、感染予防・拡大防止のための物品を備蓄する。

(3) 特措法第28条に基づき実施される特定接種等の対応について、政府行動計画等に基づき、登録を含む必要な措置を検討する。

第2節 発生時の対策

(1) 新型インフルエンザ等の型や感染力等の特徴や、国内外における発生・蔓延状況等の情報を収集し、適切な判断・行動をとるよう周知する。

(2) 手洗い、うがいの励行や健康状態の自己把握に努めるよう指導し、38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状を有する役職員等に対しては、産業医等の意見も踏まえた適切な指導を実施する。

(3) うがい薬、手指消毒剤等を各部に配付する等感染拡大防止対策を実施する

第2章 海外勤務、海外出張する役職員等への感染予防のための措置

海外勤務、海外出張する役職員等およびその家族への感染を予防するため、政府の新型インフルエンザ等に関する情報等を注視しつつ、必要に応じて、新型インフルエンザ等発生地域に勤務する役職員等およびその家族の退避、発生地域への海外出張の禁止、発生地域からの帰国者の出勤禁止などの措置を検討し、実施する。

第4編 重要業務の継続

第1章 発生時の人員計画に関する基本方針

本機関は、役職員等の健康および安全確保を最優先として、必要な業務を継続するため、適切な意思決定に基づき、新型インフルエンザ等対策に関する業務を優先的に実施するとともに、本機関が行うべき対応および業務の継続に必要な不可欠な業務を継続するために必要な人員を確保する。

第2章 重要業務の選定

第1節 業務分類

新型インフルエンザ等発生時における各種業務の仕分けや、業務を縮小・停止する場合の勤務形態について検討する際には、個々の業務を実施する際の感染リスクも勘案する。

第2節 重要業務の選定方法

1. 業務分類の基本的な考え方

新型インフルエンザ等発生時において、役職員等の安全確保を最優先としつつ、優先して実施すべき重要な業務を次のとおり分類する。

新型インフルエンザ等発生時対策業務（感染予防等）および政府行動計画や新型インフルエンザ等対策ガイドラインに示されている業務の継続に必要な業務を「新型インフルエンザ等対策業務」とする。

上記以外に、業務の縮小・休止により国民生活および国民経済の安定に与える影響の大きさや組織運営上の不可欠性等の観点から、事業継続に必要な不可欠な業務を「優先業務」とし、「新型インフルエンザ等対策業務」と合わせて「重要業務」とし、下表のとおり分類する

なお、優先業務に位置付けられないとしても、平時における業務そのものの重要性が否定されるものではない。

業務分類		主な業務内容
常に継続が必要な業務 (重要業務)	新型インフルエンザ等対策業務	新型インフルエンザ等発生時対策業務（感染予防等） 広域的な電気の安定供給の維持や緊急時対応、社会情勢を考慮し継続が必要な業務 ・需給監視・指示等に関する業務（運用部）
	優先業務	事業継続に必要な不可欠な業務 ・緊急時対応（総務・広報の実施する業務）
縮小・停止が可能な業務		上記以外の業務

2. 業務遂行にあたっての要員確保の考え方

当該業務に必要な最小の要員により、業務を遂行することを基本とし、勤務形態の変更等により確保する。なお、交代要員は感染者が発生した場合に備え、連絡体制を維持する。

3. 発生段階別の業務の縮小・停止

勤務体制の変更、業務の縮小・停止については、原則、下表の基本的考え方に基づき、本部において決定し、実施するものとする。

ただし、感染状況に応じて、国の発生段階に関わらず、本部の指示に基づき、勤務体制の変更や業務の縮小・停止を判断し、臨機に対応する。

発生段階	前段階	第一段階	第二段階	第三段階			第四段階	
	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内拡大期	まん延期	回復期	小康期	
感染スピード (目安)	—	0～	2週間後～	4週間後～	6週間後～	8週間後～	—	
本機関内想定 欠勤率	—	—	0～	約25%	約40%	約25%	数%	
本機関内体制 (対策組織)	—	警戒本部		対策本部			対策本部	
業務区分	重要業務	通常通り	通常通り	通常通り	業務継続	業務継続	業務継続	通常通り
	縮小・ 停止業務	通常通り	停止準備 (一部)	社会情勢を踏まえて縮小・停止			順次再開	

第5編 その他

第1章 関係機関等との調整

業務遂行上関係のある会員、関係省庁、地方公共団体等その他の関係機関との連携を図る観点から、必要がある場合には、積極的に調整を行い、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

(別表1) 本部の設置基準と手続き

名称	設置基準	設置手続き及び本部長
新型インフルエンザ等警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ・国が「第一段階（海外発生期）」への移行を宣言する場合 (海外で新型インフルエンザ等が発生した場合) 	総務部長が上申し、総務部管掌理事が決定。 総務部管掌理事が本部長となる。
新型インフルエンザ等対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・国が「第二段階（国内発生早期）」への移行を宣言する場合 (国内で新型インフルエンザ等が発生した場合) ・海外で新型インフルエンザ等が発生し、かつ本機関役職員等が海外で罹患した場合 	総務部管掌理事が理事長に上申し決定。ただし、警戒本部が設置されている場合は、警戒本部長が決定。 理事長が本部長となる。

本部の設置基準は、原則として、上表のとおりとする。ただし、新型インフルエンザ等の地理的な拡がり、感染者数の増加等の状況に応じて、必要と認められる場合は、警戒本部または対策本部を設置する場合がある。

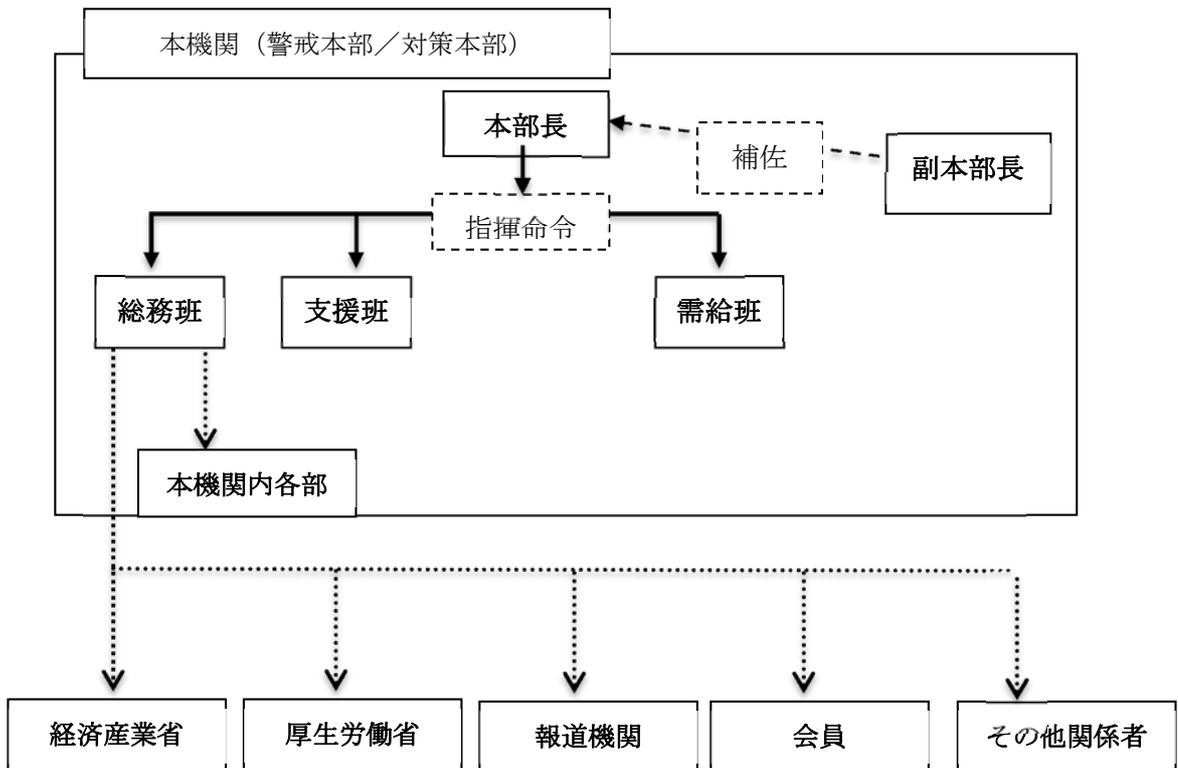
(別表2) 本部組織

	担当部門		役割	
	警戒本部	対策本部	警戒本部	対策本部
本部長	総務部 管掌理事	理事長	①対応組織の設置・解散 ②対策等に係る意思決定	
副本部長	総務部長	各理事	①本部長の補佐	
総務班	総務部 (班長：総務部長)		①対策組織の統括 ②要員確保 ③本機関内対応 ④官公庁等対応 ⑤報道機関対応 ⑥役職員の安否確認 ⑦会員への情報提供 ⑧医薬品等の確保	
支援班	企画部 計画部 (班長：計画部長)		設置しない	①総務班支援
需給班	運用部 (班長：運用部長)		①通常業務を維持	

(別表3) 代行順位

本部	上申者	発令者・本部長
警戒本部	第1代行：運用部長 第2代行：計画部長 第3代行：企画部長	第1代行：運用部を管掌する理事 第2代行：計画部を管掌する理事 第3代行：企画部を管掌する理事
対策本部	第1代行：運用部を管掌する理事 第2代行：計画部を管掌する理事 第3代行：企画部を管掌する理事	第1代行：総務部を管掌する理事 第2代行：運用部を管掌する理事 第3代行：計画部を管掌する理事

(別表4) 指令伝達および情報連絡の経路



国民の保護に関する業務計画

平成27年4月

電力広域的運営推進機関

目 次

第1章 総 則

- 第1節 国民保護業務計画の目的
- 第2節 国民保護措置の実施に関する基本方針
- 第3節 国が想定する武力攻撃事態等における影響
- 第4節 国民保護業務計画の運用
- 第5節 定義
- 第6節 国民保護業務計画が対象とする事態

第2章 平素からの備え

- 第1節 武力攻撃事態等の対処体制
- 第2節 本部の運営
- 第3節 関係機関との調整
- 第4節 国民保護措置に関する教育・訓練
- 第5節 情報の収集・連絡
- 第6節 調査及び研究
- 第7節 全般的な事前措置

第3章 武力攻撃事態等への対処

- 第1節 通報・連絡
- 第2節 武力攻撃災害時における情報の収集・連絡
- 第3節 広報および情報提供
- 第4節 要員の確保
- 第5節 国等への応援要請

第4章 緊急対処保護措置の実施

- 第1節 緊急対処保護措置の実施

第1章 総則

第1節 国民保護業務計画の目的

この国民の保護に関する業務計画（以下「国民保護業務計画」という。）は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条および第182条に基づき、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）の業務に関し、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に必要な事項および緊急処理事態における緊急対処保護措置の実施に必要な事項を定め、当該措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 国民保護措置の実施に関する基本方針

国民保護措置の的確かつ迅速な実施を基本方針とし、措置の実施にあたっては次の点に留意する。

1. 国民保護措置を行う関係機関相互の連携体制

防災のための連携体制を踏まえ、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。

2. 国民保護措置実施にあたっての自主的判断

国民保護措置の実施にあたっては、その実施方法等について、国および地方公共団体から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断する。

3. 国民保護措置従事者の安全の確保

国民保護措置の実施にあたっては、国および地方公共団体から提供される武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡および応援体制を確立すること等により、当該国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮する。

また、国および地方公共団体から、管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施を要請される場合には、国および地方公共団体から当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を受ける等により、当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

第3節 国が想定する武力攻撃事態等における影響

本機関は、電気事業法に基づき、電気事業の遂行に当たっての広域的運営（以下「広域的運営」という。）の推進により広域的な電気の安定供給に努めている。

武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に当たり、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、広域的な電気の安定供給に最大限努めるものの、次の理由等により結果的に広域的な電気の安定供給に支障が生じる場合がある。

1. 本機関の事務所が攻撃対象となり、システム、通信設備に故障が生じた場合
2. 本機関と関係事業者を結ぶ通信設備が攻撃対象となり、当該設備に故障が生じた場合
3. 関係事業者の設備等が攻撃対象となり、当該設備に故障が生じた場合

第4節 国民保護業務計画の運用

1. 他の計画等との関連

本計画は、国民保護法、災害対策基本法等の関連法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

2. 国民保護業務計画の修正

本計画は、常に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第5節 定義

本計画において以下に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1. 武力攻撃

我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

2. 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

3. 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

4. 武力攻撃事態等

武力攻撃事態および武力攻撃予測事態をいう。

5. 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した 事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

6. 国民保護措置

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）の規定に基づく対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体または 指定公共機関もしくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置（対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）をいう。

7. 緊急対処保護措置

事態対処法の規定に基づく緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体または指定公共機関もしくは指定地方公共機関が国民保護法の規定に基づいて実施する事態対処法第25条 第3項第2号に掲げる措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）をいう。

8. 武力攻撃災害

武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害をいう。

9. 危険物質等

武力攻撃事態等において、引火もしくは爆発または空気中への飛散もしくは周辺地域への流出により人の生命、身体または財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるものをいう。

第6節 国民保護業務計画が対象とする事態

本計画において対象とする武力攻撃事態及び緊急処理事態は以下のとおりとする。

(1) 武力攻撃事態

本計画では、想定される武力攻撃事態を以下の4類型とする。

類型	特徴
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域からの先行避難が必要
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることも考えられる
弾道ミサイル攻撃	発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾
航空攻撃	弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易だが、攻撃目標を特定することは困難

(2) 緊急処理事態

本計画では、想定される緊急処理事態を以下のとおりとする。なお、緊急処理事態に対する対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。

① 攻撃対象施設等による分類

- ・危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- ・多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

② 攻撃手段による分類

- ・多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- ・破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

第2章 平素からの備え

第1節 武力攻撃事態等の対処体制

1. 体制

武力攻撃事態等に対処するための体制は、別表1による。

2. 対策組織

- (1) 武力攻撃事態等における国民保護措置を実施するための組織は、あらかじめ別表2のとおりとする。
- (2) 本部は、本機関の事務所に設置することとするが、事務所の被災や事態の状況等により、その設置ができない場合に備えた、国民保護措置の活動拠点を定めておく。

第2節 本部の運営

1. 本部の設置及び廃止

- (1) 別表1に基づき、速やかに国民保護対策本部を設置する。
- (2) 本部の長は、国の対策本部が廃止され国民保護措置を実施する必要がなくなった場合は、本部を廃止する。

2. 権限の行使

- (1) 本部が設置された場合、国民保護措置に関する一切の業務は、本部のもとで行う。
- (2) 本部が設置された場合、本部長は権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることができる。
なお、権限外の事項については、行使後すみやかに所定の手続きをとる。
- (3) 本部長等が国民保護措置に従事できない場合は、あらかじめ定めた順序により職務を代行する（別表3）。

3. 動員

本部長は、本部設置後ただちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。

4. 情報連絡の経路

本部を設置した場合の連絡経路は別表4とおりとす。

第3節 関係機関との協調

1. 国、関係機関との協調

武力攻撃事態等に対応できるよう、平素から国や地方公共団体等その他の関係機関との相互の連携体制を整備し、この国民保護業務計画が的確かつ迅速に行われるよう努める。

(1) 総合調整への協力

国の対策本部長が実施する国民保護に関する総合調整に協力し、その結果に基づき所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努める。

(2) 地方公共団体等その他関係機関との協調

地方公共団体等その他関係機関との連携を図る観点から、必要がある場合に、積極的に調整を行い、協調を図る。

第4節 国民保護措置に関する教育・訓練

1. 教育

本機関は、役職員等に対し、パンフレット等、防災に関する啓発の手段等も活用しながら、国民保護措置の重要性について平素から様々な機会を通じて広く啓発に努める。

2. 訓練

本機関は、国民保護措置についての訓練を適時実施することとし、その際には防災訓練とも有機的に連携させるよう配慮する。また、国または地方公共団体が実施する国民保護措置についての訓練には、積極的に参加する。

第5節 情報の収集・連絡

武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被害情報、その他情報を収集または整理し、関係機関および会員への提供等を適時かつ適切に実施するための体制整備に努める。

また、武力攻撃災害により情報収集・連絡にあたる担当者や通信手段が被害を受けた場合に備え、情報伝達ルート多重化や、代行者の指定など、障害発生時の情報収集・連絡体制の整備に努める。

第6節 調査及び研究

武力攻撃事態における大規模電源停止事象に対する評価その他の電力需給のリスク分析に関する調査及び研究に努める。

第7節 全般的な事前措置

1. 広域的運営機能の確保

広域的な電気の安定供給を維持するため、代替施設の整備等による代替機能の確保に努める。

2. 通信連絡設備の整備

武力攻撃災害時の情報連絡、指示、報告等のため、電話回線、衛星携帯電話、電子メール等を用いるほか、連絡手段の多様化に努める。

3. 非常用電源の整備

長時間停電に備え、災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保するよう努める。

4. コンピュータシステムの整備

コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管等のバックアップ態勢の整備を図る。

5. 消防に関する設備の整備

被害の軽減を図るため、法に基づき次の消防に関する設備を整備する。

- (1) 消火栓、消火用屋外給水設備、水幕設備
- (2) 各種消火器具および消火剤

6. 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

食糧・医療・医薬品等の保有量を定め、その確保を図る。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 通報・連絡

1. 通報・連絡の経路

通報・連絡は、別表第3のとおりとする。

2. 通報・連絡の方法

通報・連絡は、この国民保護業務計画第2章第7節2「通信連絡設備の整備」に示す電話等による。

第2節 武力攻撃災害時における情報の収集・連絡

1. 情報の収集、報告

武力攻撃災害が発生した場合は、本部長は次に掲げる各号の情報を迅速・的確に把握する。また、収集した被害情報は所管する指定行政機関の長へすみやかに報告する。

- (1) 一般情報
 - ①武力攻撃等の状況
 - ②対外対応状況(官公署、報道機関、等への対応状況)
 - ③その他武力攻撃災害に関する情報
- (2) 本機関被害情報
 - ①事務所等の被害状況および復旧状況
 - ②役職員等の被災状況
 - ③その他武力攻撃災害に関する情報

2. 連絡手段の確保

武力攻撃災害時の情報連絡、指示、報告等のため、電話回線、衛星携帯電話、電子メール等を用

いるほか、連絡手段の多様化に努める

第3節 広報および情報提供

武力攻撃災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合には、ホームページ等を活用し状況に応じた広報活動を行う。

第4節 要員の確保

1. 要員の確保

- (1) 本部が設置された場合は、対策要員はすみやかに本部に出動する。
- (2) 交通途絶等により所属する本部に出動できない場合は、本部に連絡のうえ、その指示に従う。

第5節 国等への応援要請

国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長に対し、労務、施設、設備または物資の確保について応援を要請する。

第5章 緊急対処保護措置の実施

第1節 緊急対処保護措置の実施

緊急処理事態には、武力攻撃事態等における国民保護措置に準じて緊急対処保護措置を実施する。

別表1

名称	設置基準	設置手続き及び本部長
国民保護対策本部	1. 国において、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針が定められ、対策本部が設置された場合 2. 国の対策本部が設置されるまでに、本機関の施設のある地方公共団体において緊急通報の発令、退避の指示及び警戒区域の設定等の措置が講じられた場合 3. 本機関施設において、武力攻撃災害が発生した場合	総務部管理理事が上申し、理事長が決定。理事長が本部長となる。

別表2

	担当部門	役割
	対策本部	対策本部
本部長	理事長	①対応組織の設置・解散 ③対策等に係る意思決定
副本部長	各理事	①本部長の補佐
総務班	総務部 (班長：総務部長)	①対策組織の統括 ②要員確保 ③本機関内対応 ④官公庁等対応 ⑤報道機関対応 ⑥役職員の安否確認
支援班	企画部 計画部 (班長：計画部長)	①総務班支援
需給班	運用部 (班長：運用部長)	①通常業務を維持 ②①のための復旧作業

別表 3

上申者	発令者・本部長
第1 代行：運用部を管掌する理事	第1 代行：総務部を管掌する理事
第2 代行：計画部を管掌する理事	第2 代行：運用部を管掌する理事
第3 代行：企画部を管掌する理事	第3 代行：計画部を管掌する理事

別表 4

